

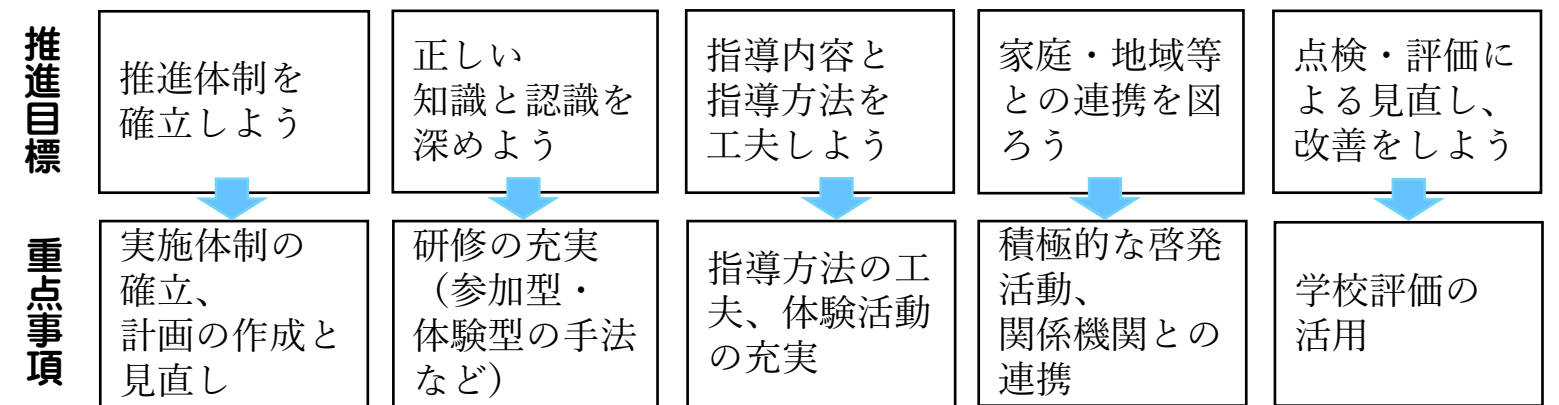
大切な自分 大切なあなた

自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育てよう

人権教育の目標

一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「**自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること**」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」より



第三次とりまとめ補足資料（令和6年度版）の概要

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕平成22年」の、社会情勢の変化を折り込んだ補足資料「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料」が、令和3年3月及び令和4年3月、令和5年3月に引き続き令和6年6月にも発表されました。ここでは、令和6年度における主な改訂内容をまとめて紹介します。

こども家庭庁の発足と、こども基本法・こども大綱

- こども家庭庁の事務：こどもの健やかな成長・子育てに関する支援・こどもの権利擁護
- こども基本法の施行：意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会の確保
- こども大綱の閣議決定：こども基本法の趣旨や内容についての理解を深める

ハンセン病問題

「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会 報告書」（令和5年3月）
→人々の行動変容ないし意識変容に結び付く人権教育啓発が必要
→人権教育啓発活動にハンセン病の病歴者・家族の「語り」の導入が重要



性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年6月）
第10条第3項：「学校は、児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他必要な措置を講ずる」よう努める。

掲載資料例「ハンセン病の向こう側」他に職員研修動画 等



ヤングケアラー

1 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年6月)

ヤングケアラー

→「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」…初めて明記

2 「学校等においてヤングケアラーを把握した場合の対応等について」

(令和6年6月 文部科学省・こども家庭庁)

- 学校等関係機関の目を通して**把握し、必要な支援につなぐ**ことが重要
- 学校等の関係機関は、市区町村(こども家庭センター)からアンケート調査の配布・回収等の協力要請があった場合には、協力する。

3 県で実施したヤングケアラー関係事業

- (1) ヤングケアラーアドバイザー派遣
- (2) ヤングケアラー関係職員研修
- (3) 出張相談 など

4 「ヤングケアラーハンドブック」

(令和7年通知予定)

- 学校等の機関がヤングケアラーを支援するにあたり、その手引きとして対応方法や関係機関を記載する。

児童虐待



●児童虐待？と感じたら…

→**必ず行う2つのアクション！！**

1 居住地区の児童相談所等に通告

確証がないけれど…

まず、通告を！

※虐待の有無を判断するのは、児童相談所等の関係機関

保護者との関係が…

間違っていたら？

こどもが嫌がるかも

※通告先は？

明らかな外傷、生命の危険、性的虐待などの疑いが…

ある → 所管の児童相談所へ

※緊急性がある場合は警察へも通報

ない → 市町村虐待対応担当課へ

2 設置者へ報告

県立学校…県教育庁

市町村立学校…市町村教育委員会

●児童相談所介入後の学校の対応

- ・保護中 …学習機会の保障
- ・在宅支援…校内の共通理解
受け入れ環境の整備
家庭環境の確認
- ・長期休業明け…安否確認



県HP虐待関係

こどもの権利をめぐる考え方



1 こども基本法の意義

- ・こども・若者を権利の主体として認識
- ・こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する。
- ・校則の見直しを行う場合は、その過程でこどもや保護者等の意見を聴取した上で定めていくことが望ましい。

2 こどもの権利 4つの権利

- (1) 生きる権利
- (2) 育つ権利
- (3) 守られる権利
- (4) 参加する権利



3 千葉県こども・若者みらいプラン

- こども・若者施策の共通の基盤となる新たな計画。
(令和7年度から11年度まで)

【基本的方針】

- ①こども・若者の権利を尊重し、最善の利益を図る。▶こどもを個として尊重
- ②こども・若者の社会参画を促進し、成長を支援する。▶こどもの意見形成支援
- ③こども・若者及び子育て当事者を切れ目なく包括的に地域・社会で支える。
▶こどもの貧困・格差解消、切れ目のない支援
- ④若い世代の生活基盤の安定とともに、結婚、子育てに関する希望の形成と実現を図る。

インターネット上の人権

1 ネットいじめ・誹謗中傷

- パソコンや携帯電話等での誹謗中傷
- ・高等学校 14.2% (令和5年問題行動調査)
→いじめの形態の中で、全体で3番目の多さ
 - ・スマートフォン等所持の低年齢化

2 誹謗中傷やプライバシーの侵害

- 「インターネット上で人権侵害と感じたこと」
- 他人への誹謗中傷に関する情報 67.7%
プライバシーに関する情報 42.5%
(内閣府「人権擁護に関する世論調査」令和4年)

3 部落の写真や住所などをインターネットに上げる行為

- 令和4年：414件
※平成30年の約10倍
(法務省による調査)



法務省HP

北朝鮮による拉致

- 北朝鮮人権侵害啓発週間
12月10日～12月16日



- 学校における取組の推進

- 1 各学校で対象学年を決め、拉致問題に関する学習に取り組む
- 2 アニメ「めぐみ」等の教材を活用
- 3 拉致問題ポスターの掲出



文部科学省HP
拉致問題参考資料



千葉県の人権課題(概要)

女性

- 家庭や職場での男女差別、性犯罪、配偶者・パートナーからの暴力、セクシャルハラスメントなど

※交際相手からの暴力

女性22.7% 男性12.0%

うち、どこにも相談せず

女性37.4% 男性43.2%



法務省HP
女性の
人権ホットライン

(「男女間における暴力に関する調査報告書」
内閣府男女共同参画局 令和6年)

*被害は女性に限らないがデートDVは女性被害が多い

子ども

1 子どもを巡る人権課題

いじめ/児童虐待/ヤングケアラー
/体罰/児童買春など



千葉県
子どもの権利ノート

2 子どもの権利ノート

生きる権利/育つ権利
守られる権利/参加する権利



3 意見表明の機会の確保

こども基本法 第3条・11条

こども・若者の意
見反映にむけた
ガイドライン

高齢者

- 介護施設や家庭における身体的、精神的、性的虐待、ネグレクトに加え、財産を無断で取り上げる経済的虐待など

外国人

1 日本に居住している外国人に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで人権問題だと思ったこと

- ・風習や慣習などの違いが受け入れられないこと 27.8%

(内閣府「人権教護に関する世論調査」令和4年)



「私たちの身近にある
ヘイトスピーチ」
法務省人権擁護局・
全国人権擁護委員連合会

2 ヘイトスピーチ

ヘイトスピーチ解消法(平成28年)

障害のある人

1 障害者差別解消法

(1) 平成28年4月1日施行

→行政機関は合理的配慮
提供の義務

(2) 令和5年4月1日改正

→事業者も合理的配慮提供の義務



マンガでわかる
障害者差別解消法

2 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

(令和4年5月)

例) 文字情報の配信提供など、視聴覚者の
学びの支援

3 障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現にむけた対策推進本部の設置

(令和6年7月)

→人権教育の推進

/共同学習の実施

/心のバリアフリーノートの活用



文部科学省HP
こころのバリアフリー
に関する教育



被差別部落出身者

●今なお継続する部落問題

1 部落差別・同和問題に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったこと

・交際や結婚を反対されること 40.4%

・差別的な言葉を言われること 32.3%

(内閣府「人権教護に関する世論調査」令和4年)

2 部落差別(同和問題)に関する人権侵犯

令和元年221件

⇒令和5年448件 約2倍に
(法務省HP)



「改めて同和問題(部落
差別)について考えて
みませんか」
人権教育啓発センター

HIV患者・ハンセン病元患者等

- 誤った知識により患者や家族が差別されたりプライバシーを侵害される
- 過去の誤った認識やそれに基づく政策による差別意識が残存

インターネットを通じた人権侵害

- 1 インターネット上の個人を対象とした誹謗中傷やプライバシー侵害
- 2 ネットいじめ
- 3 リベンジポルノなど

犯罪被害者とその家族

- 犯罪被害者とその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷に遭う
- 警察庁：命の大切さを学ぶ教室の実施

災害時の配慮

- 1 被災した児童生徒受け入れる際における心のケア
- 2 いじめの防止・学校生活への適応

様々な人権課題

(1) 性的指向・性同一性障害

- 性的マイノリティ、性別違和の児童生徒への支援のための資料
- 1 『性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について』（平成28年）
 - 2 生徒指導提要 12 - 4 - 1（令和4年）
 - 3 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年）



通知文

(3) ホームレス

- 自立の意思がありながら、やむを得ずホームレスになっている人への暴行や嫌がらせの防止

(4) 生活困窮者

- ひとり親家庭、ニート、ひきこもりなどによる貧困に苦しむ人への就労支援や就学支援

(5) 中国残留邦人等

- 永住帰国した中国残留邦人等及びその親族に対し日本語等の補充教育、相談事業などを実施し、地域社会への定着と自立を支援

(2) 刑を終えて出所した人

- 1 当事者や家族への偏見・差別への対応
- 2 当事者の円滑な社会復帰への支援

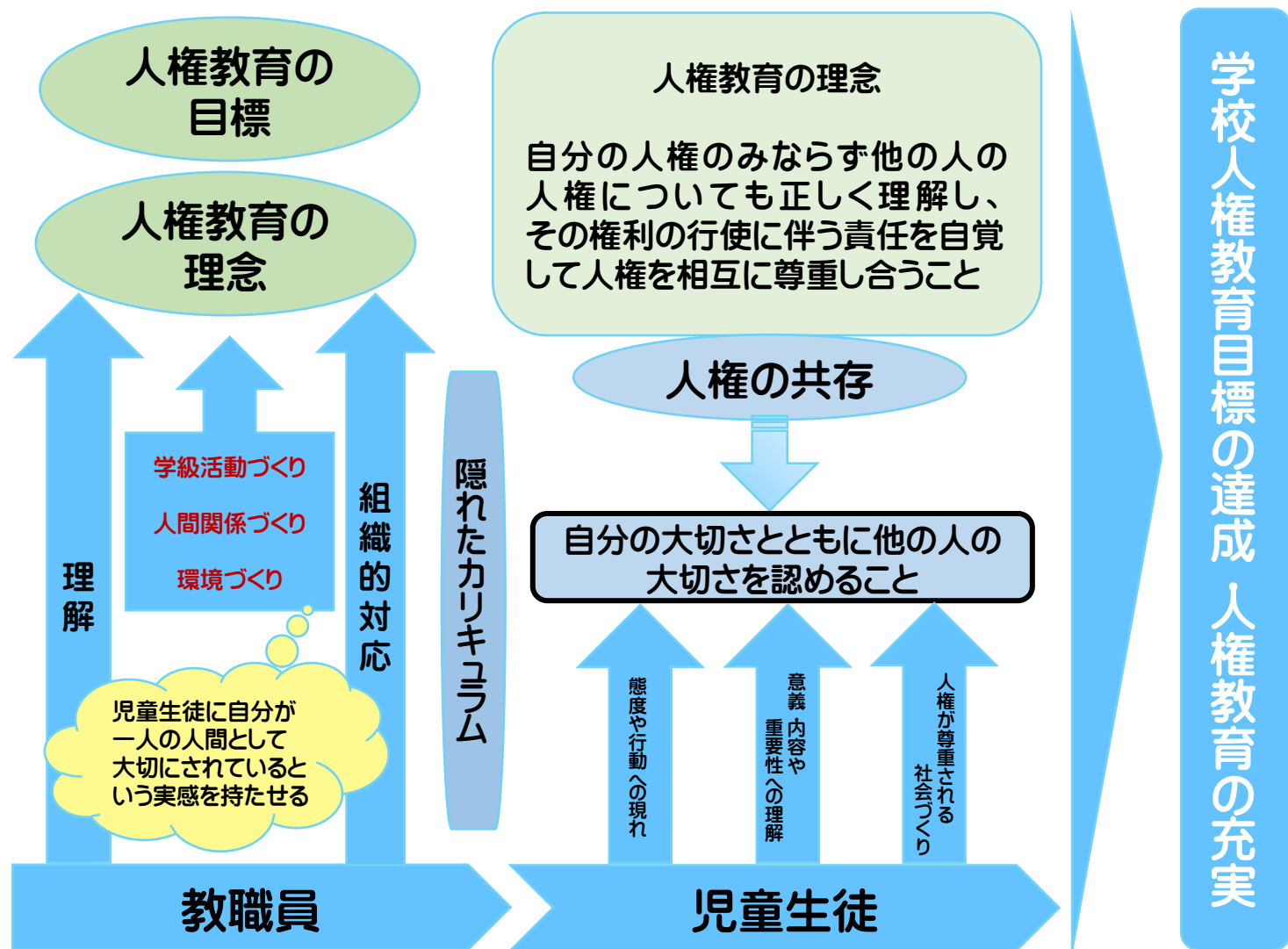
(6) 北朝鮮当局による拉致問題

- 平成18年6月「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づき、関連学習・教員研修を実施

(7) その他

- ここで示した以外にも、下記のような人権課題があります。
アイヌの人々への偏見や差別意識/被拘禁者への処遇に関する人権侵害/患者と医療機関との医療行為をめぐる問題
- さらに、今後新たな人権問題として認識されるものが登場することも想定されます。いずれについても「大切な自分 大切なあなた」の観点からしっかりと人権擁護・人権教育を行う必要があります。

学校における人権教育とは



人権を配慮した児童生徒への対応について、日常様々な疑問点が出てくる場合があります。ここでは、よく寄せられる疑問をもとに、Q & Aを提示します。

児童生徒への細かな支援については、本人の気持ちに寄り添った丁寧な対応が求められます。

人権教育 Q & A



Q1 校内にトランスジェンダーの生徒がいます。「先生にだけ相談したい」とカミングアウトされました。しかし、今後の校外学習や体育の学習など、学校組織としての対応が必要なので、本人の気持ちは理解できるのですが、教職員全員で共有して対応してよいでしょうか。

A1 共有の前に、生徒（児童生徒）や保護者との十分な相談が必要です。

文部科学省通知文（前頁）にあるとおり、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の間で情報共有しチームで対応することは欠かせません。当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めることが重要です。



Q2 児童の顔や腕に痣があるので、聞き取ったところ、両親から殴られたとのことでした。しかし、児童から「児童相談所に通告すると、両親からもっと殴られると思うので、絶対しないでほしい」と頼まれたので、まずは様子を見ようと思うがどうか。

A2 児童（児童生徒）に意図を丁寧に説明しつつ、必ず通告してください。

教職員のための児童虐待対応の手引き」にあるとおり、明らかな外傷がある場合は市町村の虐待対応担当課や児童相談所に通告する必要があります。これは、「児童虐待防止法」に定められる義務でもあります。児童生徒が「言わないでほしい」と依頼してきても、本人を守るためであることを十分説明し、通告してください。



あなたは、どう思いますか？

「あなたは、どう思いますか？」 [R 7年度版]		月／ 日	／	／	／
学習環境 生活環境	1	学年や性別によって得意またはふさわしい学級係，児童生徒会委員会，役割等がある。			
	2	忘れ物，学習の到達度や点数等，進路状況等について，児童生徒の個人がわかるように掲示することで，児童生徒の行動や学習を促す。			
	3	名前のシールは，男子は青，女子は赤にしている。			
	4	着替えは，女子のみ更衣室を使用することにしている。			
	5	特別の支援や配慮を必要とする児童生徒であっても、通常の学級にいるのだから、配慮はできないし、しなくて良いと思う。			
	6	通常の学級での一斉指導が難しい児童生徒に対し、親に知らせず、取り出し授業をしたり、特別支援学級で受けさせたりしている。			
	7	日本語や日本文化を十分解さない児童生徒が，授業を十分理解できない場面が出てくるのは仕方がない。			
	8	担任はクラス全体を見るので、特別な配慮や支援を要する子の学習はサポートの職員に任せている。			
生徒指導	9	児童生徒に要求しながら「先生は別」と児童生徒に言うことがある。			
	10	児童生徒の前では，腕を組んでいることが多い。			
	11	「休み時間は，外に出て遊びなさい」と強く指導している。			
	12	児童生徒の話が終わらないうちに，自分の意見を言うことがある。			
	13	あいさつは，児童生徒から先にするよう，指導している。			
	14	児童生徒と話すとき，「お前」「お前たち」と言うことがある。			
	15	丁寧な口調であれば，児童生徒の名前を呼び捨てにしても良いと思う。			
	16	「〇丁目の児童生徒は，だらしのないことが多い」と思ったり口に出したりしたことがある。			
	17	児童生徒から出された学校のルールや行事運営に関する案を，児童生徒の承認なく，職員会議で通りやすいように調整してから提案する。			
	18	いじめや虐待を疑われる事案等，児童生徒が他者からの被害を訴えてきた際，事案を認知した教員による当該児童生徒への声掛けやアドバイスに留めることがある。			
	19	性的少数者と見られる児童生徒について積極的に声掛けを行い，学校生活での困り感について職員全体で共有して対応する。			
	20	児童生徒を指導する際に，他の児童生徒に聞こえるように，叱責することがある。			
進路指導	21	例え間違っていたとしても、教師が児童生徒に謝罪することは、指導上避けた方が良い。			
	22	児童生徒が問題を起こしたら、問題を起こしていない児童生徒も含めて連帯責任を取らせることで、全体の団結が強くなる。			
	23	「レベルの高い学校」「いい職業」という言い方をすることがある。			
給食・清掃指導	24	「成績や調査票に影響する」と言って，児童生徒の行動を誘導することがある。			
	25	進路に関する指導場面では，児童生徒の希望よりも本人の学力や学校生活の状況を中心に話をする。			
給食・清掃指導	26	児童生徒に対して、担任の配膳をしたり，職員室の清掃をしたりするよう指導している。			
	27	忙しい時は，教職員は清掃をしなくても良いと思う。			
学習指導	28	授業開始時には，「お願いします」と児童生徒のみが挨拶している。			
	29	授業の開始が遅れたり，終わりの時間が延びたりすることがある。			
	30	宿題や授業内の学習課題等がやり終えていない児童生徒について，やり終えるまで休み時間にやらせるようにしている。			
	31	特定の子に手がかかり、他の子が学習する時間が削られるのはどうかと思う。			
部活動	32	部活動の月毎の活動予定を知らせないで活動することがある。			
	33	勝利や受賞を至上価値とした指導や，児童生徒の起用を行うのは、児童生徒のためである。			
係活動	34	児童生徒が教職員の手伝いをするのは当たり前だと思う。			
	35	「学級委員なのに・・・」と叱ることがある。			
職場環境・ 児童生徒対応	36	毎日，日記を提出することを求めながら，検印のみで済ますことがある。			
	37	児童生徒から声をかけられたり質問をされたときに，作業をしながら応えることがある。			
	38	自分のことを「先生」と言うことがある。			
	39	職員間の先輩後輩の人間関係を，職員間の呼び方や役割分担等，児童生徒に見えるかたちで持ち出すことがある。			
	40	障害のある児童生徒には，説明しても理解できないし意思表示もしないので，本人に意見は聞かない。			